

# 福井県公安委員会 開催概要

平成31年3月7日開催 「定例公安委員会」



## 会議状況

### 1 包括的案件

〈報告事項〉

#### (1) 交番及び駐在所における実戦的な術科訓練の推進

県警察から、交番及び駐在所における実戦的な術科訓練の推進について報告があった。

委員から「他県で発生した交番や駐在所の襲撃事件は本当に痛ましく、悲しいことである。どうか現場の警察官はこのようにひるまず業務を遂行していただくようお願いしたい。」との発言があった。

委員から「訓練は回数を重ねれば重ねるほど技能が上達する。今後も訓練内容や訓練時間等について計画を立てて実施していただきたい。」との発言があった。

委員から「交番、駐在所だけでなく、現場で勤務するあらゆる警察官を含めて常時警戒の意識付けと実戦的な訓練を実施していただくと良いと思う。」との発言があった。

#### (2) 児童虐待事案の対応に関する取組

県警察から、児童虐待事案の対応に関する取組について報告があった。

委員から「児童虐待情報の共有は大切なことであり、情報の管理がシステム化されたことは心強い。また、児童相談所等との連携を密にし、担当者がちゅうちょすることなく警察に連絡できるような環境づくりをこれからも願います。」との発言があった。

委員から「児童虐待への対応強化に向けて体制が整うことは非常に良い。取組が十分な成果につながるよう頑張ってください。」との発言があった。

委員から「今回の報告で、警察間での全国規模の連携の状況が分かった。引き続き児童相談所等とも連携し、警察の役割を果たしていただくようお願いする。」との発言があった。

## 2 個別的案件

〈審議事項〉

### (1) 福井県道路交通法施行細則の一部改正

県警察から、福井県道路交通法施行細則第16条第3号の着衣の部分を削除する改正について説明を受け、審議後、これを決裁した。

委員から「報道によれば、取締りの基準を示したらどうか、との話もあったが、この点についてはどうか。」との発言があり、県警察から「規定を存続させ基準や具体例を示すことよりは、禁止の対象が運転者にわかりにくく、また違反を立証することにも困難を伴うと判断されたことから衣服の部分を削除することが適当であると判断したものである。」との説明があった。

委員から「現場の警察官が混乱することのないようにしていただきたい。また、交通事故が一つでも減るように、県民の方々に対しては、自主的な安全運転を促すよう、今後の対応をしっかりとしていただきたい。」との発言があり、委員から「安全運転のための広報をしっかりと行うべきである。」との発言があり、県警察から「衣服一般について、運転操作に支障がないような服装で運転していただくよう、ホームページや運転免許更新時の講習等で広報啓発、指導を行っていく。」との説明があった。

## 3 個別決裁等

### (1) 定期監査の結果に基づく措置報告

福井県監査委員による定期監査結果における指摘事項に関する措置状況について説明を受け、これを決裁した。

### (2) 平成30年度中部管区警察局会計監査の受監結果

平成30年度中部管区警察局会計監査の受監結果について報告を受けた。

### (3) 行政訴訟事件に係る措置報告

自動車運転免許取消処分取消請求事件に係る措置について説明を受け、これを決裁した。

### (4) 平成30年度監察業務推進結果

平成30年度における監察業務の推進結果について報告を受けた。

### (5) 交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部改正

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部改正について説明を受け、これを決裁した。

### (6) 風営法並びに警備業法の規定による医師の指定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律並びに警備業法の規定による医師の指定について説明を受け、これを決裁した。

### (7) 運転免許に係る講習等の実施に関する規程の一部改正

運転免許に係る講習等の実施に関する規程の一部改正について説明を受け、これを決裁した。

### (8) 認知機能検査員講習の実施に関する規程の一部改正

認知機能検査員講習の実施に関する規程の一部改正について説明を受け、これを決裁した。

### (9) 警察職員の援助要求

原発警備に係る県外特別派遣部隊の援助要求に対する同意について報告を受けた。

(10) **第219～221次特別派遣部隊の援助要求**

原発警備に係る第219次、第220次及び第221次県外特別派遣部隊の援助要求について説明を受け、これを決裁した。

#### **4 運転免許の処分関係**

本日（3月7日）実施した道路交通法違反等に関する意見の聴取6件の実施結果と処分内容に関する説明を受け、原案のとおりこれを決定した。